

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

八戸市監査委員

(令和5.2)

八 監 第 64 号
令和 5 年 2 月 17 日

八戸市長
熊 谷 雄 一 様

八戸市議会議長
寺 地 則 行 様

八戸市教育委員会教育長
伊 藤 博 章 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一

八戸市監査委員 倉 成 美納里

八戸市監査委員 五 戸 定 博

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	7
4	監査の実施場所及び日程	8
5	監査の結果	8
	公の施設の指定管理者監査	9
	指定管理施設	八戸地域職業訓練センター青山荘
		八戸市職業訓練施設 ----- 9
	指定管理者	職業訓練法人八戸職業能力開発協会
	所管課	産業労政課
	指定管理施設	八戸市老人いこいの家臥牛荘外4館
		八戸市立老人福祉センター馬淵荘 ----- 11
	指定管理者	東北医療福祉事業協同組合
	所管課	高齢福祉課
	指定管理施設	八戸市立南郷図書館
		八戸市図書情報センター ----- 13
	指定管理者	株式会社図書館流通センター
	所管課	図書館

1 監査の対象

(1) 対象となる指定管理施設

公の施設の指定管理者監査

指定管理施設	指定管理者	所管課
八戸地域職業訓練センター青山荘 八戸市職業訓練施設	職業訓練法人八戸職業能力開発協会	産業労政課
八戸市老人いこいの家臥牛荘 八戸市老人いこいの家青山荘 八戸市老人いこいの家諏訪荘 八戸市老人いこいの家うみねこ荘 八戸市老人いこいの家海浜荘 八戸市立老人福祉センター馬淵荘	東北医療福祉事業協同組合	高齢福祉課
八戸市立南郷図書館 八戸市図書情報センター	株式会社図書館流通センター	図書館

(2) 監査の範囲

令和3年度において執行された公の施設の指定管理に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和4年度執行分を含む。）

2 監査の主な着眼点

(1) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- オ 利用料金を指定管理者が定めることとされている場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書は適正に作成されているか。

(2) 所管課関係

- ア 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ウ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は適切に行われているか。

3 監査の主な実施内容

財政援助団体等監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象団体及び所管課ごとに監査項目を定めて、諸帳

簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。

- (2) 対象団体及び所管課の職員から当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和4年11月22日から令和5年1月10日まで

5 監査の結果

監査の結果、各指定管理者における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課における公の施設の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理者監査

指定管理施設 八戸地域職業訓練センター青山荘・八戸市職業訓練施設
指定管理者 職業訓練法人八戸職業能力開発協会
所管課 産業労政課

1 概要

(1) 施設概要

ア 八戸地域職業訓練センター青山荘

- ① 所在地 八戸市類家二丁目7番40号
- ② 延床面積 1,652.40 m²
- ③ 施設内容 第1教室、第2教室、第3教室、第4教室、第5教室、大教室、視聴覚室、会議室、資料室・準備室

イ 八戸市職業訓練施設

- ① 所在地 八戸市類家二丁目7番30号
- ② 延床面積 680.40 m²
- ③ 施設内容 第1教室、第2教室、第3教室、木材加工室、塑性加工科実習室、多目的実習室、左官・タイル・塗装実習室

(2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第244条の2第3項並びに八戸市職業訓練センター条例及び八戸市職業訓練施設条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- ② 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ④ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

ア 八戸地域職業訓練センター青山荘

所長	1名
業務課長	1名
事務職員	3名

イ 八戸市職業訓練施設

校長	1名（非常勤職員）
副校長（担当指導員兼務）	1名（非常勤職員）
事務局長	1名
教務主任	1名
担当指導員	2名（非常勤職員）

2 指定管理料（令和3年度）

年額 25,600,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

ア 現金取扱事務	つり銭、小口現金
イ 有価物等管理事務	通帳、切手
ウ 収入事務	使用料、指定管理料等
エ 支出事務	支出事務等に関する書類
オ 協定事務	指定管理に関する協定関係

(2) 所管課

ア 支出事務	指定管理料等の支出に関する書類
イ 協定事務	指定管理に関する協定関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

指定管理施設	八戸市老人いこいの家臥牛荘・八戸市老人いこいの家青山荘・八戸市老人いこいの家諏訪荘・八戸市老人いこいの家うみねこ荘・八戸市老人いこいの家海浜荘・八戸市立老人福祉センター馬淵荘
指定管理者	東北医療福祉事業協同組合
所管課	高齢福祉課

1 概要

(1) 施設概要

ア 八戸市老人いこいの家臥牛荘

- ① 所在地 八戸市大字新井田字八森平 7 番地 1
- ② 延床面積 620.59 m²
- ③ 施設内容 集会室、研修室、創作室、調理室、浴室ほか

イ 八戸市老人いこいの家青山荘

- ① 所在地 八戸市類家二丁目 7 番 40 号
- ② 延床面積 138.60 m²
- ③ 施設内容 休憩室、浴室

ウ 八戸市老人いこいの家諏訪荘

- ① 所在地 八戸市諏訪一丁目 15 番 4 号
- ② 延床面積 609.97 m²
- ③ 施設内容 集会室、研修室、娯楽室、浴室ほか

エ 八戸市老人いこいの家うみねこ荘

- ① 所在地 八戸市大字白銀町字砂森 47 番地 1
- ② 延床面積 485.90 m²
- ③ 施設内容 集会室、娯楽室、浴室ほか

オ 八戸市老人いこいの家海浜荘

- ① 所在地 八戸市大字市川町字浜 2 番地 35
- ② 延床面積 610.16 m²
- ③ 施設内容 集会室、娯楽室、浴室ほか

カ 八戸市立老人福祉センター馬淵荘

- ① 所在地 八戸市大字尻内町字尻内河原 61 番地
- ② 延床面積 617.01 m²
- ③ 施設内容 集会室、機能訓練回復室、健康相談室、生活相談室、娯楽室、浴室ほか

(2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項並びに八戸市老人いこいの家条例及び八戸市老人福祉センター条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 条例に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- ② 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- ③ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

④ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務

⑤ その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織（各施設）

施設長 1名

清掃員 1名（八戸市老人いこいの家青山荘を除く。）

2 指定管理料（令和3年度）

年額 51,000,000円

3 監査項目

(1) 対象団体

ア 現金取扱事務	つり銭、小口現金
イ 有価物等管理事務	通帳、切手等
ウ 収入事務	使用料、指定管理料
エ 支出事務	支出事務等に関する書類
オ 協定事務	指定管理に関する協定関係

(2) 所管課

ア 支出事務	指定管理料等の支出に関する書類
イ 協定事務	指定管理に関する協定関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

指定管理施設 八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター
指定管理者 株式会社図書館流通センター
所管課 図書館

1 概要

(1) 施設概要

ア 八戸市立南郷図書館

- ① 所在地 八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 39 番地 1
- ② 延床面積 1,937 m²
- ③ 施設内容 閲覧室、児童閲覧コーナー、新聞雑誌コーナー、郷土資料室ほか

イ 八戸市図書情報センター

- ① 所在地 八戸市大字尻内町字館田 1 番地 1
- ② 延床面積 314 m²
- ③ 施設内容 雑誌・新聞コーナー、絵本・児童図書コーナー、AV資料コーナーほか

(2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市図書館条例の規定に基づき、八戸市教育委員会と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ① 図書館資料の整理及び保存に関する業務
- ② 指定管理施設の利用に関する業務
- ③ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ④ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- ⑤ その他八戸市教育委員会が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

ア 八戸市立南郷図書館

館長（統轄責任者兼務）	1 名
開架フロア責任者	1 名
一般スタッフ	5 名（うちショートタイム 2 名）
（計 7 名のうち司書	3 名）

イ 八戸市図書情報センター

統括責任者	1 名
開架フロア責任者	1 名
一般スタッフ	5 名（うちショートタイム 3 名）
（計 7 名のうち司書	2 名）

2 指定管理料（令和 3 年度）

年額 49,777,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

ア 現金取扱事務	つり銭、小口現金
イ 有価物等管理事務	通帳
ウ 収入事務	指定管理料等
エ 支出事務	支出事務等に関する書類
オ 協定事務	指定管理に関する協定関係

(2) 所管課

ア 支出事務	指定管理料等の支出に関する書類
イ 協定事務	指定管理に関する協定関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。